## 4-3. 景観形成大和駅北重点地区(桜川市景観まちづくり条例第8条第3項)

- 4-3-1. 地区別方針(桜川市景観まちづくり条例第8条第3項) 景観形成大和駅北重点地区における地区別方針は、次のとおりとします。
- (1) 景観形成大和駅北重点地区では、周囲から独立した街区景観の演出に適した谷津田状の緩斜面地 形を活かし、現在、桜川市土地開発公社が主体となって子育て世代向けの新しい住区に相応しい良 好な景観の創出に取り組んでいます。
- (2) 景観形成大和駅北重点地区では、上記のような桜川市土地開発公社の取組を支援し、同公社の計画で意図された範囲を超える規模の建築物の建築、工作物の建設等又は土地の形質変更等を届出対象行為として定め、なおかつ、同公社の計画でデザインされた良好な景観の創出に寄与させるために遵守すべき最低の基準として景観形成基準を定めるものとします。
- 4-3-2. 重点地区の区域(桜川市景観まちづくり条例第8条第3項) 景観形成大和駅北重点地区の区域は、次のとおりとします。

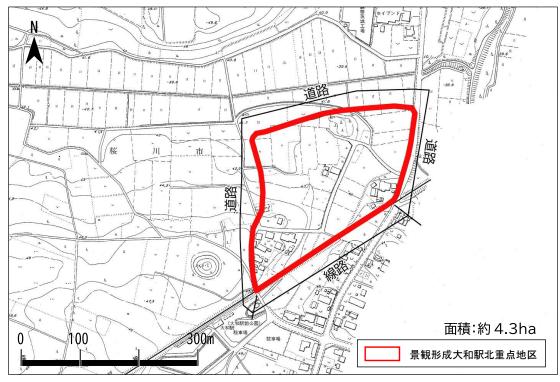
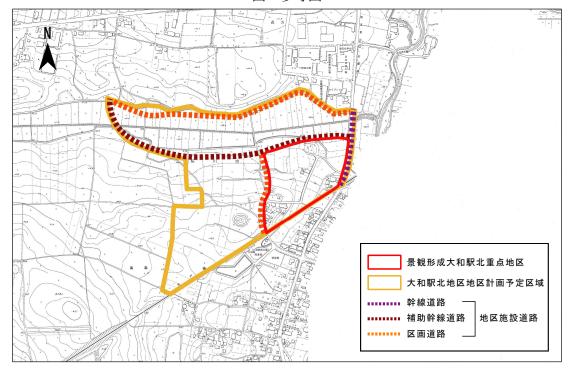


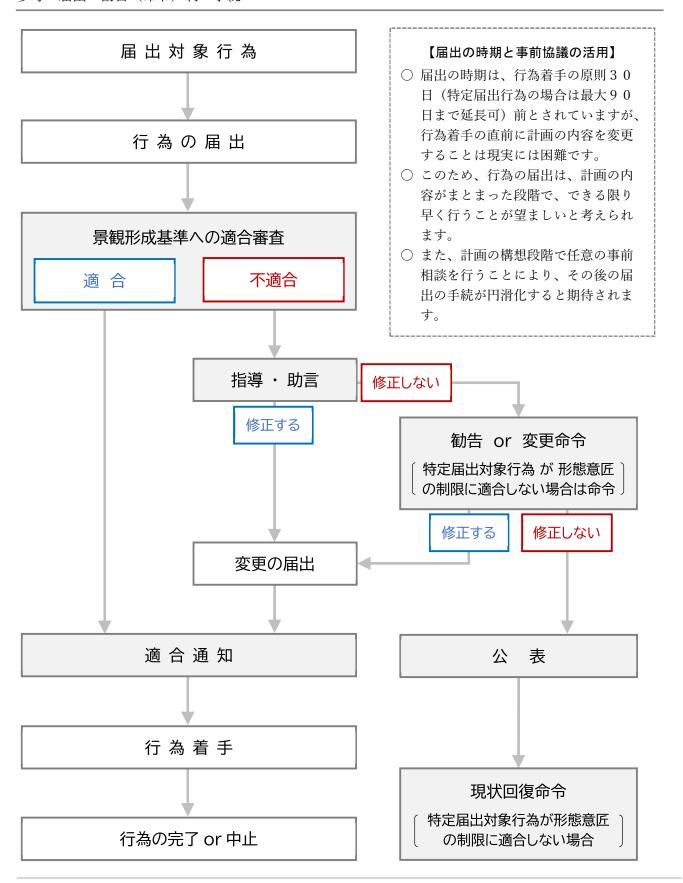
図-景観形成大和駅北重点地区の区域

図-空中写真



図-参考図





【注意】変更命令及び現状回復命令を行う場合は、あらかじめ行政手続法の規定による弁明の機会の付与 又は聴聞の手続が必要となります。